明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

| | |
|---|---|
| 第七十四条第一項において準用する第四十七条 | （略） |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| 第七十四条第一項において準用する第四十九条 | （略） |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 及び最低積立基準額の明細を示した | の明細を示した書類及び共同運用経理に係る |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| 業務経理 | 福祉事業経理、継続投資教育事業経理、共済経理又は業務経理 |
| （略） | （略） |

2　（略）

3　存続連合会について確定給付企業年金法施行規則第三十三条の規定を適用する場合においては、同条第一項各号列記以外の部分中「法第九十三条」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第七項」と、「連合会」とあるのは「存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）」と読み替えるものとする。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第二百十二号**

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項、第二十四条及び第三十四条、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十八条第一項及び第三十二条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第五条、第十九条（第二十六条の五において準用する場合を含む）及び第四十条、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第五十一条の三第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条、第二十九条第一項、第三十五条、第四十三条の二第二項及び第五十二条、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

**第一条**　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第七条の三**　（略） | **第七条の三**　（略） |
| ②　（略） | ②　（略） |
| （削る） | ③　第一項の算定に当たつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定基準世帯員が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の |